

5－3 家庭裁判所が行う成年後見制度説明会等への協力について

成年後見制度の利用に当たって、申立人が制度の趣旨や後見人等の職務などを十分に理解することなく申立てが行われると、審理が遅れたり、後見開始後に適切な後見が行われなかつたりすることとなり、結果として本人の権利擁護が十分に図られないおそれがある。そのため、地域包括支援センターにおいては、成年後見制度や管轄する家庭裁判所の運用等について十分に理解した上で、申立支援等の業務を適切に行っていく必要がある。

今後、地域包括支援センターの職員が成年後見制度や手続を十分に理解した上で相談者に対して適切な対応を行うことができるよう、家庭裁判所において地域包括支援センター職員予定者を対象として成年後見制度の説明会等を実施することが検討されているところである。これに向けて、各都道府県におかれても、以下の事項について御協力いただくようお願いしたい。

(協力依頼事項)

- 1 家庭裁判所から説明会等を開催したい旨の連絡があった場合には、県内の地域包括支援センター設置予定箇所数を家庭裁判所に伝えるとともに、説明会開催の案内があつた旨を市町村に連絡し、市町村を通じて地域包括支援センター職員予定者に対して参加案内の送付や、参加の促進を行つたりする等の便宜を図り、地域包括支援センター職員予定者が家庭裁判所の行う説明会に出席するようにしていただきたい。
※ 出席するのは、地域包括支援センター職員予定者のうち社会福祉士等が中心となると考えられるが、職種に縛られるものではない。
- 2 家庭裁判所が説明会等を開催する場合には、必要に応じて可能な範囲で県の会議室等を説明会場として提供するなど、説明会が円滑に実施されるよう便宜を図っていただきたい。
- 3 家庭裁判所との連絡窓口となる各都道府県の担当者について、下記メールアドレスまで登録いただきたい。

(送付先) ishibashi-shinya@mhlw.go.jp

(報告内容) 都道府県名、担当部署名、担当者名、所在地、電話番号、
FAX番号、メールアドレス

※締切：平成17年12月21日（水）厳守

なお、地域包括支援センターの設置箇所等が確定した後は、家庭裁判所に対して、地域包括支援センター連絡先一覧を送付する等、地域包括支援センターに関する情報提供に努めていただきたい。